

東京電力等に対する労働安全衛生法第66条第4項に基づく臨時健康診断の指示内容

	H23年3月16日	H23年4月10日	H23年4月25日	H23年7月26日	H23年8月5日	H23年12月16日	H24年5月1日
	福島労発基第2005号	福島労発基第2013号	福島労発基第2040号ほか	福島労働局 事務連絡	福島労発基第2197号ほか	福島労発基第2340号	福島労発基第2125号
対象者	緊急作業に従事した者のうち実効線量が100mSvを超えた者(退所後を前提)	緊急作業に従事した者のうち実効線量が100mSvを超えた者(退所後を前提)	ア)緊急作業に従事し退所前の者のうち実効線量が100mSvを超えている者 イ)緊急作業に従事し退所前の者のうち従事期間が1月を超えている者	1月を超えて作業に従事している者は実稼働20日以上の勤務者を対象とする	ア)緊急作業に従事し実効線量が100mSvを超えている者 イ)緊急作業に従事し従事期間が1月を超えている者	ア)緊急作業に従事し実効線量が100mSvを超えている者であり、退所後3ヶ月までの間、臨時健康診断を終了していない者及び退所する者 イ)H24年4月30日までの間、緊急作業に従事する者	緊急作業に従事中、線量上限が250mSvとされており、かつ実効線量が100mSvを超えている者
検査項目	被ばく歴調査(1日目のみ) 自覚症状他覚症状(外傷・消化器症状等) 白血球及び白血球百分率 赤血球及び血色素量 皮膚の検査(紅斑等)	被ばく歴調査 自覚症状他覚症状(外傷・消化器症状等) 白血球及び白血球百分率 赤血球及び血色素量 皮膚の検査(紅斑等) 体重測定	被ばく歴調査 自覚症状他覚症状(外傷・消化器症状等) 白血球及び白血球百分率 赤血球及び血色素量 皮膚の検査(紅斑等) 体重測定 自覚症状・他覚症状については睡眠、食欲の変化等、心身両面の状態に留意 白血球、赤血球の検査についてイ)の対象者に対しては2回目以降、医師の判断で省略可	同左	被ばく歴調査 自覚症状他覚症状(外傷・消化器症状等) 白血球及び白血球百分率 赤血球及び血色素量 皮膚の検査(紅斑等) 体重測定 自覚症状・他覚症状については睡眠、食欲の変化等、心身両面の状態に留意 白血球、赤血球の検査についてイ)の対象者に対しては2回目以降、医師の判断で省略可	被ばく歴調査 自覚症状他覚症状(外傷・消化器症状等) 白血球及び白血球百分率 赤血球及び血色素量 皮膚の検査(紅斑等) 体重測定 自覚症状・他覚症状については睡眠、食欲の変化等、心身両面の状態に留意 白血球、赤血球の検査についてイ)の対象者に対しては2回目以降、医師の判断で省略可	被ばく歴調査 自覚症状他覚症状(外傷・消化器症状等) 白血球及び白血球百分率 赤血球及び血色素量 皮膚の検査(紅斑等) 体重測定 自覚症状・他覚症状については睡眠、食欲の変化等、心身両面の状態に留意 白血球、赤血球の検査についてイ)の対象者に対しては2回目以降、医師の判断で省略可
検査日程	退所後、1, 2, 3, 5, 7, 14, 21, 28日目(3ヶ月間まで延ばす事を考慮)	退所後、1, 2, 3, 5, 7, 14, 21, 28日目、2ヶ月後、3ヶ月後 2, 3, 5日目については医師の判断で省略可	ア)速やかに1回実施しその後従事期間中は1月以内に1回 イ)従事期間中は原則として1月以内に1回	同左	ア)緊急作業中は1月以内に1回、退所後3ヶ月までの間、1月以内ごとに1回 イ)原則として暦日1月以内ごとに1回 断続的に従事する場合は従事日数が月をまたいで20日以上を対象とし、従事日数20日以内ごとに1回	ア)退所後3ヶ月までの間1月以内ごとに1回 イ)H24年4月30日までの間1月以内ごとに1回	3ヶ月までの間1月以内ごとに1回実施
変更点・備考	注1: JCO事故時の通達を元に作成(平成11年10月1日付 茨基発第701号)検査項目のベースは電離健診(1F作業終了日を1日目)	注2)全身状態の指標として、体重測定の追加検査日程の一部省略可	作業の長期化に伴い、対象者の拡大 注3)検査項目・日程の変更 東電ほか17社に発出 平成23年7月26日に福島労発基第2174号として、同内容を間組ほか4社に発出	勤務日数の記載 全身状態の指標として、体重測定を追加している記載有り	対象者の修正 検査日程の修正 退所後の健診継続 関係請負人への臨時健診の実施を指示	ステップ2終了	100mSv越のみ継続

注1) 事故当初は作業終了後の緊急作業員に対して臨時健診を行っていた。

注2) 当時は食事を十分に摂取できずに作業を続けるような劣悪な作業環境も想定され、全身状態の指標として追加した経緯あり。

注3) 長期にわたる健康管理の可能性も有り、心理的ストレスの状態把握に努めた。